

<ul style="list-style-type: none"> <li>(五) 法第六十八条において準用する民法第四十条の規定による医療法人の名称等の決定の請求の受理</li> <li>(六) 法第六十八条において準用する民法第五十六条の規定による医療法人の仮理事の選任の請求の受理</li> <li>(七) 法第六十八条において準用する民法第五十七条の規定による医療法人の特別代理人の選任の請求の受理</li> <li>(八) 法第六十八条において準用する民法第五十九條第三号の規定による医療法人の財産の状況等の報告の受理</li> <li>(九) 法第六十八条において準用する民法第七十七條第二項の規定による解散した医療法人の清算人の登記の届出の受理</li> <li>(十) 法第六十八條において準用する民法第八十三條の規定による解散した医療法人の清算の結了の届出の受理</li> <li>(十一) 令第四条第一項の規定による病院の開設者の住所等の変更の届出の受理</li> <li>(十二) 令第四条第二項の規定による診療所に療養病床を設けた者の療養病床の病床数等の変更の届出の受理</li> <li>(十三) 令第四条の二の規定による病院の開設後の届出の受理</li> <li>(十四) 令第五条の七の規定による医療法人の登記の届出の受理</li> <li>(十五) 令第五条の八の規定による医療法人の役員の変更の届出の受理</li> </ul>	<p>十二 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）及び死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 死体解剖保存法第二条第一項第一号の規定による死体の解剖をする者の認定の申請の受理</li> <li>(二) 令第三条第一項の規定による認定証明書の再交付の申請の受理</li> <li>(三) 令第三条第五項及び第四条の規定による認定証明書の返納の受理</li> <li>(四) 令第五条第一項の規定による認定を受けた者の住所の変更の届出の受理</li> </ul>	<p>十三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下この号において「法」という。）、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下この号において「令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 法第六条の二第一項の規定による特定毒物研究者の許可の申請の受理</li> <li>(二) 法第二十二条第一項及び第二項の規定による業務上取扱者の届出の受理</li> <li>(三) 法第二十二条第三項の規定による事業の廃止等の届出の受理</li> <li>(四) 法第二十二條第四項において準用する法第七条第三項の規定による業務上取扱者の氏名等の届出の受理</li> <li>(五) 令第三十四条の規定による許可証の交付</li> <li>(六) 令第三十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理</li> <li>(七) 令第三十六条第一項の規定による許可証の再交付の申請の受理</li> <li>(八) 令第三十六条第三項及び第三十六条の二第一項の規定による許可証の返納の受理</li> <li>(九) 令第三十六条の二第二項の規定による許可証の交付</li> <li>(十) (一)から(九)までに掲げる事務のほか、法の施行に関する事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	<p>十四 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下この号において「法」という。）及び診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>市 保健所を設置する</p>
	<p>市 保健所を設置する</p>	<p>市 保健所を設置する</p>		<p>市 保健所を設置する</p>

<p>(一) 法第三条の規定による診療放射線技師の免許の申請の受理</p> <p>(二) 法第八条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(三) 法第八条第三項の規定による免許証の返納の受理</p> <p>(四) 令第一条の三第一項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請の受理</p> <p>(五) 令第二条の規定による診療放射線技師籍の登録の消除の申請の受理</p> <p>(六) 令第三条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p>	
<p>十五 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第四条第二項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)(の規定による覚せい剤施用機関等の指定の申請の受理</p> <p>(二) 法第五条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)(の規定による覚せい剤施用機関等の指定証の交付</p> <p>(三) 法第九条第二項及び第三項の規定による覚せい剤施用機関等の廃止等の届出の受理</p> <p>(四) 法第十条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)(の規定による覚せい剤施用機関(覚せい剤原料取扱者を含む。)(及び(五)及び(六)において同じ。)(及び覚せい剤研究者(覚せい剤原料研究者を含む。)(及び(五)及び(六)において同じ。)(の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定証の再交付の申請の受理</p> <p>(五) 法第十一条第一項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)(の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定証の再交付の申請の受理</p> <p>(六) 法第十一条第二項(法第三十条の五において準用する場合を含む。)(の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定証の返納の受理</p> <p>(七) 法第十二条第二項及び第三項(これらの規定を法第三十条の五において準用する場合を含む。)(の規定による覚せい剤施用機関等の名称等の変更の届出の受理</p> <p>(八) 法第十五条第一項の規定による覚せい剤の製造の許可の申請の受理</p> <p>(九) 法第二十二条の二の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の所有する覚せい剤の廃棄の届出の受理</p> <p>(十) 法第二十三条の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の事故の届出の受理</p> <p>(十一) 法第二十四条第一項及び第二項の規定による覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定の失効の場合の報告の受理</p> <p>(十二) 法第三十条の規定による覚せい剤施用機関等の報告の受理</p> <p>(十三) 法第三十条の四第一項の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の業務の廃止等の届出の受理</p> <p>(十四) 法第三十条の十三の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者(覚せい剤研究者を含む。)(及び(五)において同じ。)(の有する覚せい剤原料の廃棄の届出の受理</p> <p>(十五) 法第三十条の十四の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の事故の届出の受理</p> <p>(十六) 法第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定の失効の場合の報告の受理</p>	<p>市 保健所を設置する</p>
<p>十六 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号。以下この号において「法」という。)(に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第三条第一項の規定による麻薬卸売業者等の免許の申請の受理</p> <p>(二) 法第四条第一項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)(の規定による麻薬卸売業者等の免許証の交付</p> <p>(三) 法第七条第一項(同条第二項並びに法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)(及び第三項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)(の規定による麻薬に関する業務等の廃止の届出の受理</p>	<p>市 保健所を設置する</p>

<p>(四) 法第八条(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)の規定による麻薬卸売業者等の免許証の返納の受理</p> <p>(五) 法第九条第一項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)の規定による麻薬卸売業者等の免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>(六) 法第十条第一項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)の規定による麻薬卸売業者等の免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(七) 法第十条第二項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)の規定による麻薬取扱業者等の免許証の返納の受理</p> <p>(八) 法第二十九条の規定による麻薬の廃棄の届出の受理</p> <p>(九) 法第三十五条第一項及び第二項の規定による事故等の届出の受理</p> <p>(十) 法第三十六条第一項及び第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による麻薬卸売業者等の免許の失効の場合の届出の受理</p> <p>(十一) 法第四十六条第一項の規定による麻薬卸売業者の届出の受理</p> <p>(十二) 法第四十七条の規定による麻薬小売業者の届出の受理</p> <p>(十三) 法第四十八条の規定による麻薬管理者の届出の受理</p> <p>(十四) 法第四十九条の規定による麻薬研究者の届出の受理</p> <p>(十五) 法第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者等の免許の申請の受理</p> <p>(十六) 法第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者等の登録の申請の受理</p> <p>(十七) 法第五十条の二十四第四項の規定による向精神薬取扱責任者の氏名等の届出の受理</p> <p>(十八) 法第五十条の二十二第一項の規定による向精神薬卸売業者等の事故の届出の受理</p> <p>(十九) 法第五十条の二十四第二項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の届出の受理</p> <p>(二十) 法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による薬局開設者等の別段の申出の受理</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>十七 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)及び歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下この号において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 歯科技工士法第三条の規定による歯科技工士の免許の申請の受理</p> <p>(二) 歯科技工士法第六条第三項の規定による歯科技工士の氏名等の届出の受理</p> <p>(三) 歯科技工士法第二十六条第一項第四号の規定による広告の制限解除の許可の申請の受理</p> <p>(四) 令第三条第一項の規定による歯科技工士名簿の訂正の申請の受理</p> <p>(五) 令第四条の規定による歯科技工士名簿の登録の削除の申請の受理</p> <p>(六) 令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p> <p>(七) 令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(八) 令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>十八 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号。以下この号において「法」という。)及び臨床検査技師、</p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 法第三条の規定による臨床検査技師等の免許の申請の受理</li> <li>(二) 令第五条第一項の規定による臨床検査技師等の名簿の訂正の申請の受理</li> <li>(三) 令第六条の規定による臨床検査技師等の名簿の登録の削除の申請の受理</li> <li>(四) 令第七条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</li> <li>(五) 令第八条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理</li> <li>(六) 令第八条第五項及び第九条の規定による免許証の返納の受理</li> </ul>	<p>市</p>
<p>十九 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この号において「法」という。）、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「令」という。）、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 法第四条の規定による薬局の開設の許可等の申請の受理</li> <li>(二) 法第七条第三項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による薬局等の管理者の兼務の許可の申請の受理</li> <li>(三) 法第十条（法第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による薬局の廃止等の届出の受理</li> <li>(四) 法第二十四条の規定による医薬品の販売業の許可等の申請の受理</li> <li>(五) 法第二十六条第一項の規定による卸売一般販売業の許可の申請の受理</li> <li>(六) 法第二十六条第三項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による医薬品の販売等の相手方の変更の許可の申請の受理</li> <li>(七) 法第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可の申請の受理</li> <li>(八) 法第三十条第一項の規定による配置販売業の許可の申請の受理</li> <li>(九) 法第三十二条の規定による配置従事者の届出の受理</li> <li>(十) 法第三十三条の規定による配置従事者の身分証明書の交付の申請の受理</li> <li>(十一) 法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業等の許可の申請の受理</li> <li>(十二) 法第二条の規定による取扱処方せん数の届出の受理</li> <li>(十三) 令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理</li> <li>(十四) 令第四十六条第一項の規定による許可証の再交付の申請の受理</li> <li>(十五) 令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による許可証の返納の受理</li> <li>(十六) 薬事法施行規則第百五十九条の規定による配置販売品目の指定の追加の申請の受理</li> <li>(十七) (一)から(十五)までに掲げるもののほか、法の施行に関する事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</li> </ul>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>二十 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）及び薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 薬剤師法第二条の規定による薬剤師の免許の申請の受理</li> <li>(二) 薬剤師法第九条の規定による薬剤師の氏名等の届出の受理</li> <li>(三) 令第三条第一項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請の受理</li> </ul>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>(四) 令第四条の規定による薬剤師名簿の登録の削除の申請の受理                  (五) 令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理                  (六) 令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理                  (七) 令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理</p>	<p>二十一 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による救急業務の協力の申出の受理</p>	<p>二十二 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号。以下この号において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (一) 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定による理学療法士等の免許の申請の受理                  (二) 令第三条第一項の規定による理学療法士名簿等の訂正の申請の受理                  (三) 令第四条の規定による理学療法士名簿等の登録の削除の申請の受理                  (四) 令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理                  (五) 令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理                  (六) 令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理</p>	<p>二十三 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)及び視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号。以下この号において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (一) 視能訓練士法第三条の規定による視能訓練士の免許の申請の受理                  (二) 令第三条第一項の規定による視能訓練士名簿の訂正の申請の受理                  (三) 令第四条の規定による視能訓練士名簿の登録の削除の申請の受理                  (四) 令第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理                  (五) 令第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請の受理                  (六) 令第六条第五項及び第七条の規定による免許証の返納の受理</p>	<p>二十四 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(以下この号において「旧法」という。)及び診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第二百八十六号)附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令(以下この号において「旧令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (一) 旧法第八条第二項の規定による免許証の再交付の申請の受理                  (二) 旧法第八条第三項の規定による免許証の返納の受理                  (三) 旧法第九条第四項の規定による再免許の申請の受理</p>
<p>保健所を設置する</p>	<p>市</p>	<p>保健所を設置する</p>	<p>市</p>	<p>保健所を設置する</p>

<p>(四) 旧法第十一条第一項の規定による免許証の返納の受理</p> <p>(五) 旧令第一条の三第一項の規定による診療エックス線技師籍の訂正の申請の受理</p> <p>(六) 旧令第二条第一項及び第二項の規定による診療エックス線技師籍の登録の消除の申請の受理</p> <p>(七) 旧令第三条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理</p>	
<p>二十五 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)、温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)及び温泉法施行条例(平成十二年秋田県条例第六十九号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 温泉法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請の受理</p> <p>(二) 温泉法第五条第二項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土地の掘削等の許可の有効期間の更新の申請の受理</p> <p>(三) 温泉法第六条第一項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土地の掘削の工事等の完了等の届出の受理</p> <p>(四) 温泉法第九条第一項の規定によるゆう出路の増掘等の許可の申請の受理</p> <p>(五) 条例第二条の規定による自然ゆう出温泉の採取の届出の受理</p> <p>(六) 条例第三条の規定による温泉を採取する権利の譲受け等の届出の受理</p> <p>(七) 条例第四条の規定による温泉の採取の廃止の届出の受理</p> <p>(八) 条例第五条の規定による温泉のゆう出量等の変化等の届出の受理</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>二十六 都市計画法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可の申請の受理</p> <p>(二) 法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可の申請の受理</p> <p>(三) 法第三十五条の二第三項の規定による開発行為の軽微な変更の届出の受理</p> <p>(四) 法第三十六条第一項の規定による工事の完了の届出の受理</p> <p>(五) 法第三十七条第一号の規定による開発区域内における建築物等の建築等の承認の申請の受理</p> <p>(六) 法第三十八条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理</p> <p>(七) 法第四十一条第二項ただし書の規定による建築物の建ぺい率等に関する特例の許可の申請の受理</p> <p>(八) 法第四十二条第一項ただし書及び第四十三条第一項の規定による建築物等の新築等の許可の申請の受理</p> <p>(九) 法第四十五条の規定による開発許可を受けた者の地位の承継の承認の申請の受理</p>	<p>市町村(中核市を除く。)</p>
<p>二十七 建築基準法(以下この号において「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請の受理</p> <p>(二) 法第七条の六第一項第一号(法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の承認の申請の受理</p> <p>(三) 法第四十二条第一項第五号の規定による道路位置の指定の申請の受理</p>	<p>市町村(法第四条第一項の建築主事を置く市及び法第九十七条の二第一項の建築主事を置く市町村を除く。)</p>